

企画提案公募型事業者選定実施要領

【なかの区報編集及び印刷業務等委託】

- ・ 募集告知 平成31年1月11日（金）
- ・ 参加表明書提出期限 平成31年1月25日（金）午後3時まで
- ・ 質問受付期限 平成31年1月25日（金）午後3時まで
- ・ 試作版作成データ提供 平成31年1月28日（月）
（募集告知と同時に提供する情報を除く）
- ・ 質問に対する回答 平成31年2月 1日（金）
- ・ 企画提案書等提出期限 平成31年2月 8日（金）午後3時まで
（参加申込書・試作版を含む）
- ・ ヒアリングの実施 平成31年2月下旬
- ・ 選定結果通知予定日 平成31年3月下旬

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区役所6階

中野区経営室契約担当

T E L 03-3228-8903

F A X 03-3228-5651

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区では、読みやすく分かりやすい広報紙を定期的に発行し区民が必要とする区政情報を適切に提供するため、「なかの区報」編集・印刷等に係る業務を一体的に委託している。

カラー化を含む区報の紙面刷新を図るため、本業務の事業者選定に当たっては、企画提案公募型事業者選定方式を採用し、事業者の社会性・信頼性、編集・印刷業務への人員体制や事業の取り組み姿勢などの業務履行能力、見積額を総合的に判断し、質の高い区報の発行を効率的に行える事業者を選定する。

2 委託内容

なかの区報編集及び印刷業務等委託（詳細は、別紙仕様書のとおり）

なお、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

2019年4月15日 ～ 2020年3月31日

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っている区が判断した場合は、次年度以降について、契約を行う場合がある。

4 委託する広報紙及び委託料

委託する広報紙の発行規模及び委託料の参考基準価格（消費税相当額除く）は、次の表のとおりとする。

広報紙名	発行規模（年間23回）	参考基準価格 （消費税相当額除く）
なかの区報	A4判16ページ（18回） 各204,000部	42,988,300円

※注1 委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※注2 参考基準価格とは、平成31年度当該業務に必要な経費として発行部数等に変動がないものと想定した年間総額経費（税抜き）であり、区が受託事業者を支払う委託料の上限である。なお、本事業委託契約の締結に当たっては、各号の発行部数変動等に対応するため単価契約とし、仕様書に定める各業務の単価（税抜き）を定めることとする。

※注3 本事業は、平成31年度一般会計予算案に計上する予定であり、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときは、委託を行わない場合がある。また、実際の委託料は、参考基準価格を下回る場合がある。

※注4 発行規模は年間で23回（毎月2回、5日と20日に発行。ただし1月のみ1回の発行。）

2019年度については、2019年7月5日号～2020年4月5日号の18回を委託する。

5 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 地方公共団体または国の省庁等（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格登録における種目売上高の入力において「都区市町村」または「他官公庁」の契約案件として分類される団体）の発注する同種業務について、平成30年4月1日現在で1年以上の受託実績があり、かつ現在も受託している事業者であること（契約書等で確認できるものに限る）。なお、同種業務とは、定期刊行物（月1回以上発行）の編集及び印刷業務を指す。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (4) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱及び国及び他の自治体の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (5) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加場外の措置の要件に該当していないこと。公租公課の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 中野区発注業務において、過去10年間に受託業務にかかる契約解除又は履行遅延等による違約金請求を受ける事由を発生させていないこと。

6 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、申し込むこと。

提出書類	書式	部数	提出期限
① 参加表明書	様式1号	1部	平成31年1月25日 (午後3時まで)
② 事業者申告書	様式2号	1部	
③ 業務受託実績等調査票	様式3号	1部	
④ 参加申込書	様式4号	1部	平成31年2月8日 (午後3時まで)
⑤ 企画提案書（試作版含む）	様式5号	正本1部・副本9部	
⑥ 見積書	様式6号	1部	

(1) 提出先及び提出方法

中野区経営室契約担当（中野区役所6階12番窓口）へ、開庁時間内（土曜日・日曜日・休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）に持参すること。ただし、提出期限日は午後3時まで。

（郵送・FAX・E-mail不可）

参加表明書提出時においては、参加申込者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票を持参すること。

(2) 注意事項

ア 「企画提案書」の表紙は、正本(1部)には応募者名を記載するが、副本9部には応募者名は記載しないこと。

イ 所定の様式は、中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 参加表明書の提出がない場合には、参加申込を行えない。

エ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

オ 契約締結に当たっては、中野区標準約款（別添）を使用する。

(3) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は、様式5号を使用し、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。例えば、会社のロゴマーク、応募者の職員氏名、応募者が受託している業務実績などの記述なども含まれる。また、特段指定をするもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えること。なお、そのような記載があった場合は、受理しない。

イ 「企画提案書」「試作版」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となるまたはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

ウ A4版縦左綴じとし、文字の大きさは10.5ポイント～12ポイント、本文10ページ以内とし、表紙のみ片面印刷、その他は両面印刷とし、ページ番号を付すこと。

エ 複写することがあるため、クリアファイル、紙ファイル等を使用しないこと。

オ 試作版の作成については、別添「試作版の作成について」を参照すること。

カ なかの区報編集方針案については、参加表明書を提出した事業者に送付する。

キ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則受理しない。

7 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。また、詳細は別途通知する。

(1) 実施予定日

平成31年2月下旬

(2) 場所

中野区役所

8 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書（様式7号）に質問の要旨を簡潔に記入し、中野区経営室契約担当に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「なかの区報業務委託質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

(2) 質問期間

平成31年1月11日（金）から同年1月25日（金）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、平成31年2月1日（金）までに、参加表明書を提出した全ての事業者に電子メールにて回答する。

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性、及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

評価点合計 97点

① 技術力評価 79点		② 信頼性・社会性 8点	③ 価格点 10点
実績	企画提案・ヒアリング		
3点	76点		

価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / 42,988,300 \text{円 (参考基準価格)})$

※ 価格点の上限は、10点とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、平成31年3月下旬に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案等による評価（書類審査及びヒアリング審査）について、書類審査が20点未満、書類審査の提案内容17項目のうち3項目以上1点未満、またはヒアリング審査の合計点が4点未満のいずれかの場合は、契約の相手方としない。

10 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額について区役所本庁舎 6 階の経営室契約担当窓口にて公表する。

11 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の返還はしない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「6 参加申込方法（3）企画提案書作成上の注意事項」のとおり、審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国内及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

12 問い合わせ先

中野区経営室契約担当（区役所 6 階 1 2 番窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野 4 丁目 8 番 1 号

電話番号 03-3228-8903（直通）ファクス 03-3228-5651

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

【様式5号】企画提案書とともに提出する試作版の作成について

試作版の作成に当たっては、区の広報の基本目標である「皆に届く分かりやすい区政情報の提供」の実現を目指し、別途提示する区報編集方針などを尊重して、中野の個性や魅力を積極的に発信し、分かりやすく親しみやすい区報となるよう、下記の内容で編集を行うこと。

なお、紙面には【様式5号】企画提案書の提案事項を反映させ、効果的な紙面を積極的に提案すること。ただし、【様式6号】に記載する見積金額を考慮し、試作版1回限りではなく年間を通して実現可能な紙面とすること。

記

1 規格等

A4判（A3判中折綴じなし）16ページ、4色

2 発行の想定

平成31年7月5日号を想定し、過去のなかの区報を素材として作成すること。区報ロゴを新しく作成すること。他の広報媒体との連携を視野に入れるとともに、区民参加型の企画記事の提案も入れること

3 各構成の内容・素材等

(1) 表紙及び巻頭特集（1～5ページ）

「なかの区報平成30年2月5日号（No.1991）」1～5ページの記事「税の申告はお早めに」について、より区民に内容が伝わるよう編集・デザインし紙面を作成すること。表紙は、巻頭特集の一部として構成し、区報ロゴや目次をあわせて適切に配置すること。写真やイラストを活用して、親しみやすく、訴求性の高い魅力的な、かつ、刷新感を印象付けるデザインで作成すること。巻頭特集は、全体として、表紙から続く紙面として違和感のない、読みやすいレイアウトになるよう工夫すること

(2) お知らせ記事（6～16ページ）

「なかの区報平成30年7月5日号（No.2001）」5～7ページ・10～15ページ、「なかの区報平成30年11月5日号（No.2009）」16ページ及び別途提供する区で入稿時に使用する予定の定型様式（エクセル）の原稿データ元稿（★）により書き起こして整理（リライト）した記事、提案する区民参加型の記事（内容自由）により構成すること。なお、リライトに当たっては、各種の手引（市販の「〇〇新聞の用語の手引」など）等を活用し、用語表記を紙面の中で統一すること

記事の分類は、現行にとらわれず、レイアウト、デザイン（必要なタイトルロゴの作成を含む）を含め、情報を分かりやすく伝えるための紙面提案を積極的に行うこと。各記事の項目自体は変えずに、区民が必要とする情報を吟味したうえで、極力記事スペースを省力化すること。そこで生み出された余白スペースについては、イラスト・図表等を挿入し、紙面の体裁を整えること。なお、老若男女の人物を描いたオリジナルイラストの作成を必ず行い、

適宜配置すること

12～15 ページの間に、広告欄として、縦 50 ミリ×横 60 ミリ（現行の広告 1 号、4 色）、6 枠分の広告スペースを確保し表示すること

裏表紙には「7 月 1 日現在の人口データ」（★）及び「次号予告」（★）をあわせて配置すること

4 素材の用意

素材とする広報紙は区ホームページ参照。試作版作成に当たり区が提供するデータ（上記★）については、参加表明書を提出した事業者に、1 月 28 日（月）に送付する。なお、提供するデータ以外、紙面を構成するために必要な素材については、提案者が用意し紙面作成すること。ただし、事業者名を推察できるような名称等を素材の中に決して入れないこと